①

議　案　書

教育委員会

令和８年１０月定例会

議　事　日　程

日　程　1	教育委員会議事録の承認について　……	Ｐ　3
日　程　2	第５８号議案　…… 長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	Ｐ　4～　7
日　程　3	第５９号議案　…… 長崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	Ｐ　8～１１
日　程　4	第２６号報告　…… 日吉自然の家指定管理者候補者選定審査会の審査結果について	Ｐ１２～１８
日　程　5	第２７号報告　…… 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（日吉自然の家）	Ｐ１９～２２
日　程　6	第２８号報告　…… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について（職員の人事について）	別　冊

教育委員会議事録の承認について

・令和８年９月２４日定例会議事録案　　・・・別　添

第５８号議案

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程（平成２１年教育委員会訓令第４号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１０月２８日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西　本　徳　明

理　由

会計年度任用職員の任用事務の見直しに伴い専決区分を変更したいのと、その他所要の整備を行いたいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項第７号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「　別　紙　」

長崎市教育委員会教育長の事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第４条関係）
共通専決事項
１　人事に関する事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr>
<tr><th>部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr>
<tr><td>(1) ～ (6)［略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(7)　職員の<u>市内等</u>出張に伴う船車券を交付すること。</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>［以下略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
個別専決事項
１　教育総務部総務課に関する事項
</td><td>
別表第１（第４条関係）
共通専決事項
１　人事に関する事項
<table>
<tr><th rowspan="2">事項</th><th colspan="3">専決区分</th></tr>
<tr><th>部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr>
<tr><td>(1) ～ (6)［略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(7)　職員の<u>在勤地内</u>出張に伴う船車券を交付すること。</td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>［以下略］</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
個別専決事項
１　教育総務部総務課に関する事項
</td></tr>
</table>

事項	専決区分		
	部長	課長	係長
(1) ～ (12) ［略］			
(13)　一般職の非常勤の職員を任免すること。		○	
［以下略］			

事項	専決区分		
	部長	課長	係長
(1) ～ (12) ［略］			
(13)　一般職の非常勤の職員を任免すること。	○		
［以下略］			

附　則

この規程は、令和８年１１月１日から施行する。

「参　照」

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑺　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第５９号議案

長崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

長崎市学校運営協議会規則（令和３年教育委員会規則第２号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和８年１０月２８日提出

長崎市教育委員会

教育長　　西　本　徳　明

理　由

長崎市学校運営協議会委員の人数の上限を変更したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項第７号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「　別　紙　」

長崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（委員の委嘱又は任命） 第８条　協議会の委員（以下「委員」という。）は１５人（第３条第１項ただし書の規定により２以上の学校について１の協議会を設置する場合にあっては、１の学校を超えるごとに５人を加えた数）以内とし、次に掲げる者のいずれかのうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。	（委員の委嘱又は任命） 第８条　協議会の委員（以下「委員」という。）は１５人以内とし、次に掲げる者のいずれかのうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
(1)　保護者	(1)　保護者
(2)　地域住民	(2)　地域住民
(3)　対象学校の運営に資する活動を行う者	(3)　対象学校の運営に資する活動を行う者
(4)　校長	(4)　校長
(5)　対象学校の教職員	(5)　対象学校の教職員
(6)　学識経験者	(6)　学識経験者
(7)　関係行政機関の職員のうち、教育委員会が定める職にある者	(7)　関係行政機関の職員のうち、教育委員会が定める職にある者

２・３　［略］	２・３　［略］

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　既存の設置校については、現委員の任期満了に伴う新委員の選任時から適用する。

「参　照」

○　長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第２条　教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中　略〕

⑺　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕